第 成 \equiv + 千 九 年 四 十 月 八 四 号 日

刊 (1)

増

再 掲

目

次

福岡県税条例の一 部を改正する条例

掲

税 務 課

公告式条例 再 (昭和 |十五年福岡県条例:

定により掲示したものを、 福岡 ここに再掲する 第四十六号) 第 |条第||項ただし 書の規

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

成二十二年三月三十一日

福岡県知 麻 生

渡

福岡県条例第十七号

福岡県税条例の一 部を改正する条例

譲渡所得金額に係る県民税、 第十五条中 福岡県税条例 の下に「並びに産業廃棄物税」 「利子等に係る県民税、 (昭和 |十五年福岡県条例第三十六号) 」を加え、 を加える の 下 に 「特別地方消費税並びに」 「特定配当等に係る県民税 の 部を次のように改正する。 を削り、 特定株式等 「軽油引取

一十条の五の三第三号ホ中 「前各号」を 「イから二まで」 に改める

両法第六十二 自動車検査証の返付を受けようとする」 により自動車検査証の返付を受けようとする者が」 第五十七条中 |条第| 「道路運送車両法第六十二条第 項 (同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。 に改める。 一項の検査の申請者が」 ľ 「検査を受けようとする」 を 「道路運送車 の規定 を

付則第八条第一項を削り、 削り、 「第七条第一 項 を 同条第二項中「 (次項において 「第七条第 頂 に改め、 同項 「農用地区域」 を同条第 項とし、 という。 同 条

平

産

|の価格の三分の

に相当する額を、

平成二十七年四月

一日から平成

|十八年三月|

成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われたときは当該不

項とし、 削り 三項を第十四項とし、 年三月三十一日」 項とし、 項第二号」 者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三項第 等の移動等の円滑化の促進に関する法律 の促進に関する法律 IJ 第 該不動産の価格の める場合」 十二項中 を同条第十一項とし、 ものを除く。 六項とし、 成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」 三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の二分の一に相当する額 十三号」 を 旦 事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として施行令で定 「高齢者、 に改め、 ビ を 項 同条中第七項を第四項とし、 「平成十五年法律第百十二号」 に改め、 同条第十一項中 を削 「平成二十四年三月三十一日」 同条第二十九項中 第十四項を削り、 及び 「第七条第 ĺĆ 同条中第二十六項を第十七項とし、 を IJ 第 _ 同項を同条第十項とし、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ」 同号口」 同項を同条第七項とし、 同条第四 「又は当該不動産」 項 「同項第一号又は第二号」 に改め、 を削り、 一分の一に相当する額」 (平成十二年法律第六十八号) 第八条第二 項 同条第十九項を削り、 を 第二十四項を第十五項とし、 「高齢者、 ľ |項を同条第| を 同条第十五項中「 (次項及び第十七項の規定の適用を受け 同項を同条第十二項とし、 「平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、 (第 「平成二十二年三月三十一日」 「第二十八条第一項」 「平成二十二年三月三十一 項 第八項を第五項とし、 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化 ĺĆ を削り、 に改め、 に改め、 項 同条中第十二項を第八項とし、 کار を「同号イ又は口」 (平成十八年法律第九十一号) 「平成二十二年三月三十一日」 を 同条第二十項中 **平成** 「平成二十三年三月三十一日まで」 第二十七項を削り、 同項を同条第十三項とし、 同項を同条第三項とし、 同条第五項中 同条第二十五項中「又はやむを得な に 一十二年四月 同条第二十一 旦 第九項を第六項とし、 「第二条第九項」 を を 「平成二十七年三月三十 「平成十五年法律第十一 項 ľ 平成! に改め、 「平成二十三年三月三十 日から平成一 項を削り、 第二十八項を第十八 を 「高齢者、 \pm 「高齢者、 を 第十三項を第九 同条第六項を削 同項を同条第十 第二十九条第1 |年三月三十| 同条中第 を 「平成二十七 第一 第十項 ľ 同条第1 身体障 一十五年 障害者 뮹 同

第二十三項とする 十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二 三月三十一日までの間」に改め、 四項又は第二十五項」を「第四項、 第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、 同項を同条第十九項とし、同条第三十項中「中心市街地の活性化に関する法律第十六条 成二十四年三月三十一日」に改め、 「都市再生緊急整備地域又は」 日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に相当する額」 同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平 「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年 ľ 同項を同条第二十項とし、同条第三十一項中「平成二 同項を同条第二十二項とし、同条第三十四項を同条 第八項、 「第七項、 第九項、 第十二項、 「都市再生緊急整備地域若しくは」 第十一項、 第十三項、 第十五項又は第十六項 第十八項、 に改め、 十一項 第二十 を

項 同表第二号を削り、 第二十九号) の施行の日」に、「第三条の二の二十七」を「第三条の二の二十一」に、 新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律 表第二号とし、 生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、 項 「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再 ار 付則第八条の四第五項中「平成二十一年四月一日」を「我が国における産業活動の革 に改め、 を「第七条第一項」 「第十三条第一項」 同号を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。 同表第四号を削り、 同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、 ľ を「第九条第一項」 「第十条第一項」を「第八条第一項」 同表第五号中 ΙĆ 「第十四条第二項」を「第十条第二項 「第十四条第一項」 に改め、 を 「第十条第 「第九条第 同号を同

畄

福

県

公

報

五 四 第三項に規定する認定中小企 業承継事業再生計画 に規定する認定資源生産性革 特別措置法第三十九条の三 特別措置法第十二条第二項 規定による認定(特別措置法 特別措置法第三十九条の二第 特別措置法第十一条第一項の の規定による変更の認定を含 措置法第三十九条の三第一項 一項の規定による認定(特別 変更の認定を含む。 第十二条第一項の規定による 業者 中小企業承継事業再生事 三第一項に規定する認定 産性革新事業者 特別措置法第三十九条の 項に規定する認定資源生 特別措置法第十二条第

2

「付則第八条第一項若しくは第十三項」に改める。 付則第八条の五第三項及び第八条の六中「付則第八条第二項若しくは第二十二 頂 を

付則第八条の七を削る

条の二の五」に改め、同条第二項から第十三項までを削る。 各号」に、 「第十項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」 「第六項」 付則第九条の二の二の見出しを「 (自動車取得税の非課税) 」に改め、 「第八項」を「同条第六項」に、 を「法附則第十二条の二の三第四項」 「第九項各号」を「同条第七項各号」 ĺĆ 「第七項各号」を を「次条及び付則第九 同条第一項中 「同条第五項 ľ

二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、 の次に次の一条を加える 特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における」 若しくは燃料炭化水素油の販売、 「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を付則第九条の二の八とし、同条 項各号の軽油の消費、 付則第九条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第四十六条第一項若しくは第 譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の 同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十七条第 同条第四項の軽油 を削り、

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第 九条の二の九 引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における 軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十 第二項に規定する軽油の引取り、 軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。 七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油 項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第 前条の規定の適用がある場合において、 同条第三項の燃料炭化水素油の販売、 租税特別措置法第八十九条第 同条第四項 一項若しくは

同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つ 若しくは第四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は 第一項若しくは第一 法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条 同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置 |項に規定する軽油の引取り、 同条第三項の燃料炭化水素油の販売 同条第五項の炭化水素油の消費

する。 た場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用

の二の七第一項」に改め、同条を付則第九条の二の七とする。付則第九条の二の四第一項中「法附則第十二条の二の四第一項」を「法附則第十二条

を加える。 の三を付則第九条の二の六とし、付則第九条の二の二の次に次の三条(付則第九条の二の三を付則第九条の二の六とし、付則第九条の二の二の次に次の三条

(自動車取得税の税率の特例)

の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。 動車をいう。) 以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第三十八条付則第九条の二の五までにおいて同じ。) で軽自動車 (道路運送車両法第三条の軽自第九条の二の三 自家用の自動車 (第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条から

6

四分の一を乗じて得た率とする。

四分の一を乗じて得た率とする。

四分の一を乗じて得た率とする。

四分の一を乗じて得た率とする。

四分の一を乗じて得た率とする。

四分の一を乗じて得た率とする。

7

- の一を乗じて得た率とする。 法附則第十二条の二の三第三項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるも3 法附則第十二条の二の三第三項各号に掲げる自動車の取得を除く。) に対してののの取得 (前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対してのの一を乗じて得た率とする。
- 規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百ときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた4 電気自動車 (電気を動力源とする自動車で施行規則附則第四条の五第四項に規定す

分の二・七を控除した率とする。

5

- 法附則第十二条の二の三第七項各号に掲げる電力併用自動車 (内燃機関を有する自法的則第十二条の二の三第七項各号に掲げる電力併用自動車 (内燃機関を有する自法的別等) 第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定するものを動力源する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたとする自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたとする自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたとする自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたとでの適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定するものを動力源をに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定するものを動力源をに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものである場合にあつては、百分の二次の適用がないものである場合にありては、百分の二次の適用がないものである場合にありては、百分の二次の適用がないものである場合にあっては、百分の二次の適用がないものである場合にあっては、百分の二次の適用がより、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得にあっては、百分の二次では、1000円である場合にあっては、百分の二次の通りである場合にある場合にある。
- 七)を控除した率とする。

8

法附則第十二条の二の三第八項各号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受け

 \pm ıΣ 号に掲げる自動車にあつては、 を 用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、 税率は、 項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の るもの以外の軽油自動車の取得 (前三項又は付則第九条の二の五第一項若しくは第二 日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一) 同項第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二 (当該取得が平成二十二年十月 |条の二の三第八項第一号又は第三号口に掲げる軽油自動車にあつては百分の||を 同項第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率 第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適 当該取得が平成二十二年八月三十一日 (法附則第十二条の二の三第八項第二 平成二十三年八月三十一日) までに行われたときに限 法附則第

(自動車取得税の免税点の特例

第九条の二の四 第三十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における 「五十万円」

(自動車取得税の課税標準の特例)

福

第九条の二の五 ついては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、 の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に係る第三十七条第一項の規定の適用に 第一種省エネルギー自動車の取得 (付則第九条の二の三第四項から第七項までの規定 いて「第一種省エネルギー自動車という。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の 「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。 法附則第十二条の二の五第一項各号に掲げる自動車(以下この項にお 同項中

積

3 2 得価額」とあるのは、 用がある場合の自動車の取得を除く。 ルギー 自動車の取得 省エネルギー自動車という。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネ 前二項の規定は、 法附則第十二条の二の五第二項各号に掲げる自動車 (以下この項において「第二種 当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、 第四十二条第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は (付則第九条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適 「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする) に係る第三十七条第一項の規定の適用につい 同項中「取

> 他の施行規則附則第四条の六第六項に規定する事項の記載がある場合に限り、 修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その 適用す

තූ

三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十 改める。 (次項において「電気自動車等」という。 日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二項の表以外の部分を次のように 付則第九条の三第一項中「第三項」 及 び)」を削り、 「同項」を「第二項及び第三項」に改め、 同項第一号中「平成九年三月

び口(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。 得た数値を総排気量とみなして、 る税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容 動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ず 限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる 十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度 及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二 る自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自 字句にそれぞれ読み替えるものとし、同条第一項第三号イ⑶及び口⑶に規定されてい 一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に 分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十 次に掲げる自動車に対する第五十条第一項 (第三号イ③及び口③の規定を除く。 (一つの作動室の容積をいう。 読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)) にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて

電気自動車

次に掲げる天然ガス自動車

定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術 法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして おいて「車両総重量」という。) が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同 基準 (以下この項において「排出ガス保安基準」という。) で施行規則で定める もの (以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量 (以下この号及び次項に

もので施行規則で定めるもの

П 平成十七年天然ガス重量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 れた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの (以下この号及び次項において「 十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定めら 量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えな 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、 道路運送車両法第四

る窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

に適合し、

かつ、

窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定め

ギー を回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定 電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネル する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。) 規則で定めるものをいう。 充電機能付電力併用自動車 (電力併用自動車 (内燃機関を有する自動車で併せて 動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行

兀 保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの (次項及び第四項におい 定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス て「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。) の四分の一を超えないもので た数値以上の自動車のうち、 の条において「基準エネルギー消費効率」という。) に百分の百二十五を乗じて得 率」という。) が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判 条第一号に規定するエネルギー消費効率 (以下この条において「エネルギー消費効 施行規則で定めるもの エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第八十 の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率 窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規 (以下こ

2

り平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で 施行規則で定めるもの (以下この号において「」を削り、 「に適合し」に改め、 (以下この号において「車両総重量」という。) 」及び「同法第四十一条の規定によ 付則第九条の三第三項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「 同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年 「」という。) に適合し」を

5

合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第五項を削る。 十一日まで」に、 第九条の六第一項」 が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場 から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三 の百十」を「百分の百十五」に、「 (第二項)を「 (前項) に、「平成十八年四月一日 めるもの (以下この号において「」及び「」という。) 」を削り、同条第四項中「百分 十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定 付則第十二条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「 「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、 を「第九条の七第一項」に改める。 「、当該自動

付則第十七条第一項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日 (以下「施行日」という。) から施行する

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡 による所得については、なお従前の例による。 旧租税特別措置法」という。) 第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う 八条の規定による改正前の租税特別措置法 施行日前に所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六号) 第十 (昭和三十二年法律第二十六号。以下「

じて行う同項に規定する上場会社等の株式を譲渡した場合における当該株式の譲渡に 第一項」とする する法律 (平成二十二年法律第六号) 附則第五十条第二項の規定によりなおその効力 同項中 施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応 を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六 よる所得については、この条例による改正前の福岡県税条例 (以下「旧条例」という 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、 付則第十二条の二第三項の規定は、 「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、 なおその効力を有する。この場合において、 「所得税法等の一部を改正

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、、なお従前の例による。 (自動車取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税については第三条 この条例による改正後の福岡県税条例 (以下「新条例」という。)の規定中不第三条 この条例による改正後の福岡県税条例 (以下「新条例」という。)の規定中不

第五条 新条例付則第九条の二の七の規定は、施行日以後に新条例第四十六条第一項及(軽油引取税に関する経過措置) して課すべき自動車取得税については、なお従前の例による。 第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対

び第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税につい

て適用し、施行日前に旧条例第四十六条第一項及び第二項に規定する軽油の引取りが

(自動車税に関する経過措置)

行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

いて適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。第六条 新条例付則第九条の三の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税につ